

2020年11月26日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県議会 改革・創造みらい

代表 小島 康晴

令和3年度予算編成と当面の課題に関する提案書

阿部知事におかれましては、県民生活向上のため日々ご尽力をいただいております。また、新型コロナウイルス感染症に関わる対策や相次ぐ自然災害への対応等に全力で取り組んでいただいていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大やコロナ禍による経済・社会の停滞は、長野県の財政や「しあわせ信州創造プラン2.0」の推進に多大な影響を及ぼしています。知事の力強いリーダーシップのもと、長野県らしい「新たな生活様式」の確立と、「しあわせ信州創造プラン2.0」の一層の推進、県民起点での学びと自治の推進強化を図らなければなりません。

そこで、令和3年度の当初予算編成作業が本格化する時期を迎えるにあたり、「改革・創造みらい」として、会派に寄せられた県民の皆様のご意見やご要望を踏まえ、予算編成と当面の県政課題等について下記のとおり提案いたします。

ご検討の上、積極的に対応されますよう申し入れます。

記

I 新型コロナウイルス感染症に係る対策

1 歓楽街における感染拡大に備え、上田市での経験に基づき、臨時検査場の確保、地元商店街組合や社交飲食業組合等の地域団体との連携強化、キーパーソンの確認などの準備を行う必要があることから、市町村との連携を強化し必要な支援を行うこと。

また、新型コロナ対策の特別措置法及び対策条例に基づく予防的措置（営業時間短縮や外出自粛）が行われる場合、事業者への具体的支援を行うこと。

2 感染防止に向けて、重症化のリスクとなる基礎疾患や後遺症の例など、新型コロナウイルス感染症の特徴について、国の「10の知識」や「新型コロナ対策県民手帳」を活用し、広く県民に周知を図ること。

3 国際的な人の往来再開に伴い、国内で行われている感染予防策について入国者へ周知すること。また、在留外国人への情報の提供、相談窓口、医療機関への受け入れ等の対策を強化すること。

- 4 新型コロナウイルスに係る差別や偏見をなくすため、リスクコミュニケーションの手法を取り入れるとともに、情報の公開について常に検討を行うこと。
- 5 災害発生時において、避難所での感染拡大を防ぐための検査体制を準備しておくこと。
- 6 大学の授業料免除、奨学金の返済免除など、困窮する学生等への支援を国へ要望すること。
- 7 引き続き県内医療機関及び介護施設の経営状況を調査し、必要な病床数等の確保や医療・介護従事者の雇用を継続する観点から、国と協議のうえ、必要な財政支援策を講じること。
- 8 インフルエンザ流行期に備え、「外来・検査センター」をさらに拡大すること。
- 9 感染症専門資格を有する医師・看護師の確保・育成に向けた支援制度をつくること。特に県立看護大学で、感染管理認定看護師の養成講座を復活すること。
- 10 無症状病原体保有者の濃厚接触者から感染者が出ている例があることから、感染拡大地域との往来者について、積極的にPCR等の検査を行う体制を整備すること。
また、成人式や就職活動のため帰省する大学生等のPCR等の検査費用を市町村と連携して支援すること。
- 11 今後とも感染症への対応が予想されることから、正規の保健師や臨床検査技師の採用を含む保健所の体制強化を図ること。
- 12 公共交通機関の利用実態把握を行うとともに、事業者への適切な支援を行い公共交通機関の存続を図ること。
- 13 テレワーク・時差出勤を更に奨励するとともに、労働時間管理を徹底すること。
- 14 アフターコロナを見据えて、これまで以上に循環型経済の構築に取り組むとともに、生産拠点の県内誘致を積極的に推進すること。
- 15 雇用調整助成金等の特例措置の緊急対応期間の更なる延長、及び雇用保険の基本手当の給付日数の拡大、雇用創出事業に対する財政支援の充実について国へ要望すること。
- 16 新型コロナウイルスの産業への影響は、業種・規模などにより異なるため、県としても調査を行い、的確な支援体制を構築すること。
- 17 厳しい経済情勢のなかで企業業績が悪化しており、年末賞与の減額により収入が減少し住宅

ローンの支払いなどで生活の維持ができなくなる恐れがあることから、生活福祉資金の貸付の拡大、及び金融機関による生活資金貸付における利子補給制度を創設すること。

- 18 雇用情勢の急速な改善は見込めないことから、離職者と企業とのマッチング支援を継続するとともに、スキルアップへの支援、及び女性、障がい者等就職困難者の就業支援を強化すること。
- 19 第2の就職氷河期を生まないように、学生の就職について県として支援を行うこと。

II 県政全般について（基本的な施策）

- 1 予算編成にあたっては、140億円を超える歳入不足が予想されていることから、選択と集中により真に必要な事業に予算配分し、「しあわせ信州創造プラン2.0」の着実な進捗を図るとともに、事業改善制度での評価や議会決算審査における指摘事項を十分に反映させること。
また、前年度事業からの改善結果を検証し公表することにより、更なる改善につなげること。加えて、引き続き予算編成過程の透明化を推進するとともに、一般質問等における議員からの提案への対応状況や、各種計画の目標及び成果と予算の関係を県民に分りやすく示すこと。
- 2 地方財源の確保と地方交付税制度の堅持、及び特例的な措置である臨時財政対策債の廃止と償還財源確保について、国に強く働きかけること。特に、地方交付税算定にあたっては、条件不利地域など地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないよう要請すること。
- 3 本県の持続的な発展のためには、経済・社会・環境の課題の統合的解決を目指すSDGsなどの世界標準に照らした取組が求められていることから、政策評価にSDGsの達成度を反映させること。
また、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を政策に反映させること。
- 4 「しあわせ信州創造プラン2.0」の重点目標のうち、合計特殊出生率や社会増減、県民一人当たりの家計可処分所得など進捗が思わしくない目標については、現状分析を行った上で成果が期待できる施策を重点的に展開し、人口減少・高齢化社会に的確に対応すること。
- 5 コロナ禍にあって厳しい状況が続く雇用情勢や経済実態の改善に向け、非正規労働者対策や中小企業対策等に取り組み、実質賃金の底上げを図るとともに、新たな産業の育成や企業誘致等にも努め、県税収入にも好循環をもたらす「経済活性化対策」を、「コロナウイルス感染症対策」との両輪と位置付ける予算とすること。
- 6 「長野県脱炭素社会づくり条例」の制定と国の「2050ゼロカーボン宣言」を受け、2050年までの脱炭素社会構築に向けて県民の意識づくりに努めるとともに、目標に向けての工程を明らかにし、県民に周知すること。

- 7 自然災害の影響緩和と2050ゼロカーボンの実現のために導入したグリーンボンドの活用については、5つの対象プロジェクトごとの充当状況を明らかにするとともに、各プロジェクトの進捗状況を毎年投資家や県民に示すこと。また、県によるグリーンボンドの発行が、県内のESG投資に及ぼす効果について評価を行うこと。
- 8 令和元年東日本台風災害と令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興にあたっては、ビルド・バック・ベターを基本とし、安全度の高い県土づくりと産業支援に努めること。
- 9 国内外で多発する災害の経験に学び、発生が予測されている南海トラフ地震や内陸型地震、温暖化がもたらす気候変動に備え、「地域防災計画」の具現化によって防災対策を推進し、県民の安全・安心な暮らしを守る取組を市町村との協働で徹底して行うこと。加えて、災害ボランティアを統括しその円滑な活動を支援する体制を、県社協との協定に基づき整えること。
また、原発事故を踏まえ、山菜・野生きのこ等の放射線量測定を引き続き実施し、安全確保対策を行うこと。
- 10 「働き方改革」にあたっては、「ワークライフバランスの実現」と「幅広い女性の活躍」に主眼を置いた施策展開を一層推進するとともに、「長野県就業促進・働き方改革基本方針」に基づくアクションプランの推進を図ること。また、県組織におけるアクションプランの達成状況を年度ごとに評価するとともに、県内企業等への周知の状況や取組事例等、進捗に必要な調査を行うこと。
- 11 徹底した事務・事業の見直しによる選択と集中の強化や、県行政のDXの加速化により、組織のスリム化を図り、トータルコストを削減し新時代の行政経営への質的な転換を図る方針が示されているが、困難を抱える県民に寄り添う支援など専門性を有する職員でなければ対応できない業務もあり、増やすべき部署には増員するといった弾力的な運用を行うこと。
- 12 親の妊娠出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援に努めるとともに、子どもの貧困対策や子育て家庭、社会的養育施設、障がい者への支援等に積極的に取り組み、社会から誰一人取り残すことのない「温かな行政」を実現すること。
- 13 同和対策については「部落差別解消推進法」に基づき、十分な予算措置を講じ対策を推進するとともに、法の趣旨を踏まえ具体的施策推進のための条例制定を検討すること。
また、コロナ感染者や医療従事者等への差別も含め、あらゆる差別を許さない人権教育を推進すること。
- 14 リニア中央新幹線の建設にあたっては、環境影響や残土処理等県民の不安を払拭できるよう、引き続き適切に対応すること。また、県が主導して、関連道路等の整備やリニアを活用した中南信地域の振興に、引き続き積極的に取り組むこと。
- 15 条例制定等議員提案を増やすなど議会活動を活発化させるため、議会事務局に法制執務担当の専門家を配置すること。

Ⅲ 各部局別施策について（議会常任委員会別）

1 総務企画警察委員会

総務部

〔施策の方向性〕

災害及び新型コロナウイルス対応により、歳出が増加し基金の取り崩しを行っており、加えて感染症拡大の影響による、大幅な税収減により財源不足が見込まれるところではあるが、あらゆる策を講じ財源確保を行い、「しあわせ信州創造プラン2.0」を着実に推進すると同時に、県民生活に不安や不満が生じることのないよう取り組むこと。

〔個別施策〕

- (1) 女性の管理職登用については、計画目標である10%を超える起用を行うこと。また、必要な専門職の増員に積極的に取り組むこと。特に福祉職においては、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所については、各所3名以上の採用を行うこと。
さらに、年度途中であっても柔軟に採用を行うこと。
- (2) 障がい者の雇用については、法定雇用率を最低1%は上回るよう各種取組を行うこと。
- (3) 昨年度から取り組んでいる「政策対話」については、若手職員など広く職員が参画して政策形成のスキルアップに活かすとともに、県民の県政への関心を高め多様な意見を聞く機会とすること。
- (4) 「長野県公文書等の管理に関する条例」の令和4年度本施行を見据え、県民共有の財産である公文書の適正な保存・活用を図るため、専門職である「アーキビスト」を県立歴史館及び知事部局に配置すること。
- (5) 「ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、中長期修繕・改修計画を早期に策定するとともに、「公共施設整備基金」の設置を検討すること。また、県立高校など老朽化した施設の維持・修繕のための予算を確保し、今後の計画について施設名を挙げてオープンにすること。特に高校については各通学区で1校以上、計4校以上実施していくこと。
- (6) 「長野県DX戦略」推進のため、AI・ロボティクス活用に向け必要な専門職人材を確保すると同時に、市町村への派遣も行うこと。また県税のキャッシュレス支払いを促進すると同時に、納入状況等を即時反映するシステムの導入を行うこと。

企画振興部

〔施策の方向性〕

新型コロナウイルス感染症対策及び引き続き災害の復旧・復興に取り組む、部局や市町村への全面的なサポートに努めること。また「長野県DX戦略～Society5.0時代の新たな信州への道しるべ～」が策定されたことから、長野県全域のDX推進に向け、市町村への支援及び全ての産業

への後押しに積極的に取り組むこと。

【個別施策】

- (1) 「地域発 元気づくり支援金」については、実施開始から13年が経過しており、各方面から様々な問題点が指摘されていることから、来年度中に検討委員会を設け、見直しを行うこと。また、アフターコロナの取組を見据え、「地域振興推進費」も含め、市町村や関係団体の意向を重視し拡充を図ること。
- (2) コロナ禍により打撃を受けている公共交通事業者に対し、積極的に支援を行うこと。特に、県内を結ぶ高速路線バスについては、確実に維持できるよう、公設民営を含め検討を行うこと。
- (3) 松本空港の活性化については、利便性の高い離発着時間の設定に取り組むとともに、誘客促進策を積極的に推進すること。また、コロナ禍により国際化の見通しが見えないことから、国内線を充実させるため、羽田便や沖縄便など新規定期便や季節運航便を就航すること。
- (4) 新たな過疎対策法を制定するよう国に働きかけるとともに、引き続き市町村と連携を図りながら過疎地域における個性豊かな地域づくりを推進し、持続的に発展するよう支援すること。
- (5) コロナ禍により、移住を検討する方が増えていることから、信州暮らし推進課と各地の相談窓口や市町村との相互連携をさらに強化すること。また企業移転、テレワークの導入に合わせ、産業労働部と連携した、移住者に対する新たな補助金事業を創設すること。

警察本部

【施策の方向性】

予算及び人員の確保や人材の育成に努め、必要な施設・設備を整備し、県民の期待・信頼に応える力強く温かい警察組織を確立し、日本一安全・安心な信州を目指すこと。

【個別施策】

- (1) 県内の山岳遭難については、特に高齢者への対策を強化し、指導や救助体制をさらに充実すること。
- (2) コロナ禍に便乗した案件も含め、県民文化部等との連携を密にし特殊詐欺被害防止対策を推進するとともに、検挙対策を強化すること。また、被害防止と検挙のための体制の充実を図ること。
- (3) 交通安全指導・教育や歩車分離式信号機・障がい者対応信号機の増設等の交通安全施設整備を更に推進すること。特に、園児の交通事故防止のための緊急安全点検の結果を踏まえた対策を早急に実施すること。

また、更新時に運転免許が失効することがないように、混雑解消に努めるなど高齢者講習を充実させるとともに、運転免許証の自主返納支援制度の周知を図ること。

- (4) 高水準で推移しているストーカー・児童虐待・DV事案に対し関係機関と連携し、対策を強化すること。
- (5) 暴力団関係者によると思われる事件が発生していることから、県民の不安感や恐怖心を払拭するための対策を強化すること。
- (6) 県民の安全・安心に資するため、個々の警察官の職務能力の向上と非違事案の防止に努めるとともに、引き続き国に増員を求め、全国でも高い人口負担率の引き下げに努めること。
- (7) 県警本部の独立庁舎化について、検討の方法やスケジュール等を明らかにすること。また、南信運転免許センターを早期に開設すること。
- (8) 自治組織等による要望を踏まえ、防犯カメラの設置を推進すること。
- (9) 令和元年東日本台風災害への警察としての対応を総括し、課題を明らかにして、将来の災害対応に活かすこと。

会 計 局

【施策の方向性】

県民に信頼され、期待に応えられる適正な予算執行を確保するとともに、「長野県の契約に関する条例」の基本理念を踏まえ、契約の適正化や品質の確保などに努めること。

【個別施策】

- (1) 公金の管理や契約事務については、県民の信頼を損なうことのないよう適確に執行すること。特に、補助金等の支出審査については、補助金等が迅速かつ着実に県民に届くよう、執行機関の適時適切な事務処理について徹底を図ること。
- (2) 「契約に関する条例」の制定の趣旨を活かし、元請・下請関係の調査・指導・助言等を公正・厳格に行い建設工事等の品質確保を図るとともに、労働者の具体的な処遇改善につながるよう引き続き取り組むこと。

2 県民文化健康福祉委員会

県民文化部

〔施策の方向性〕

人口減少に加え少子高齢化が進行する中、人と人との絆や家庭、地域における教育力の低下が指摘されるなど、社会状況は大きく変化している。

このような中、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが社会からその存在と役割を認められ、自らの可能性に挑戦し自分らしく生き生きと生活でき、「誰にでも居場所と出番」のある社会の実現に向けて取り組むこと。

〔個別施策〕

- (1) 「子供の貧困対策の推進に関する法律」及び長野県計画に基づき、子どもの貧困対策を推進すること。
児童・生徒の居場所づくりとしての「こども食堂」に取り組むNPO法人等の活動を支援すること。
児童虐待が増加する中、一時保護所の増設や児童相談所における専門職員の増員を図ること。
- (2) 「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、ジェンダー平等の視点に立った施策の推進に努めること。また、県の各種審議会等における女性の比率を引き上げるとともに、管理職への登用に努めること。
- (3) 「長野県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの最善の利益の実現に向けた取組を市町村及び児童養護施設等関係機関と連携して推進すること。
- (4) 選択的夫婦別姓の実現に向けて、民法の改正を国に対して要請すること。
- (5) LGBT等に対する理解を深める取組を、市町村と連携して推進すること。
- (6) 消費生活に関するトラブルや相談事案が多様になり、経済活動や市場が複雑化する中、県警との連携を図り、県民の財産を保全し安全で安心な消費社会実現のために専門的な人材の確保や取組の強化を図ること。
「エシカル消費」推進については、若年層や子育て中の女性中心の取組から全世代への周知、日常における実践に資するものとなるよう、加えて健康への配慮も含め施策展開を図ること。
- (7) 安全な自転車活用をより推進するために、条例や計画に基づいた施策展開をより徹底し、交通政策や健康づくりなど、裾野を広くした取組強化を図ること。
- (8) 少子化による就学人口の減少や感染症拡大による授業への影響などに配慮した私立学校への経営支援や保護者の教育費負担を軽減する措置を講じること。

- (9) 県立美術館完成後は、県民に愛され広く利用される美術館として企画展や各種イベントを打ち出すための積極的な予算確保を行い、新たな文化芸術の発信拠点として展開を図ること。

健康福祉部

〔施策の方向性〕

感染症拡大予防対策を講じることにより、本来の医療提供体制に様々な影響が出ているため、質の高い医療を適切に受けられ、県民の健康増進が一層図られるよう努めること。

生活においても格差が広がり社会不安も増大していることから、支援を必要とする県民に対し、適切で温かみのあるサービスが提供される社会環境の整備とセーフティーネットの構築を促進し、安全安心と暮らしやすさを実感できる施策を実現すること。

〔個別施策〕（医療・公衆衛生）

- (1) 切れ目のない保健医療施策の推進のため県が上位計画と位置付ける「第2期信州保健医療総合計画」については、感染症対策を踏まえた改訂を行うこと。改訂にあたっては、緊急性の高い場合も想定されることから、十分な予算を確保すること。
- (2) 医療人材の偏在や不足がこれまで以上に懸念、指摘されることから、医療分野における各種レベルの専門人材の確保、配置、養成には、中長期的視点を持って取り組むこと。特に薬剤師の養成機関設置のための誘致活動を積極的に行うとともに、県内就職により返還免除となる奨学金制度を新設すること。
- (3) 感染症拡大懸念からの医療機関診療抑制による経営圧迫への対策の一つとして、医業経営や医療労務管理の対策とともに、将来像が描ける医師確保対策や医療人材の養成、確保を一層強化されるよう環境整備を行うこと。病院、クリニックほか検査機関も含め、規模や地域性を考慮した外来医療機能を向上させること。
- (4) 生活習慣病予防をはじめとする未病対策を強化するために、特定健診結果のデータ分析から健康課題の「見える化」の促進で市町村の保健事業を支援すること。
がん検診率の向上を引き続き図るとともに、生活習慣病や各種疾病の発見を見落とすことのない体制への支援を図ること。
- (5) 感染症拡大による社会生活上の自粛や待機など、生活様式が大きな変化を余儀なくされ、自殺者の増加やストレスを抱え精神的負担も高まっていることから、メンタルヘルスの向上及び精神疾患の早期発見と早期治療の医療体制を拡充すること。
県精神保健福祉センターをはじめ、公共的な機関の相談窓口における専門的な人材の配置や、専門性を高める研修、人材養成・育成に努めること。
- (6) 母子保健計画は、妊娠期から出産期、産後期の周産期医療体制の充実を図るため、現状の課題を詳細に分析し、感染症への対策も講じ、安全・安心の次世代育成につなげること。

とりわけ、産後うつは大きな課題であることから、具体的な対策の検討と実行によって、出産・育児の環境を整えること。

- (7) 感染症対策を推進するうえで保健所の機能や役割の強化が欠かせないことから、人材の高度な専門性確保や人材の適正な配置を行うこと。
- (8) 歯科・口腔ケア充実のため、市町村と連携し、歯科保健の更なる充実を図ること。
- (9) 公共性の高い医療機関の建て替えについては、実態に即した地域医療が円滑に確保、推進され、圏域における役割を果たせるよう、県としての財政的な支援と整備への助言を積極的に行うこと。
- (10) 県のマスタープラン「第2期信州保健医療総合計画」が標榜する、「～『健康長寿』世界一を目指して～」を達成するための健康増進施策は、信州エースプロジェクトに代表される県民参加の健康づくりを柱に、きめ細やかな取組となるよう市町村とも密に連携し、地域性に配慮しながら実施すること。
- (11) 食における格差が広がりつつあることから、市町村はもとより、栄養士や食生活改善推進員、また、飲食店や食材を提供する関係団体等と一体となって、健康に配慮した食の提供体制整備の推進を図ること。
- (12) 現在、災害訓練の実施率が低くなっていることなどから、災害医療についてはマニュアルの見直しを確実に行之、災害現場で力を発揮される体制づくりに努めること。
- (13) 総合リハビリテーションセンターの災害復旧完了の後には、県内はもとより、全国的にも高水準のリハビリ機能を強化するための今後のあり方検討を進めること。

【個別施策】（福祉）

- (1) 市町村における地域包括支援ケアシステムの運用状況と現状の課題を把握し、必要な支援を行うこと。
- (2) 介護職員の処遇改善を進めるため、「長野県版キャリアパス・モデル」の「モデル給与規定・給与表」の普及を確実に行うこと。「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護の専門職によるサービス提供体制を構築し、市町村間の格差が生じないように支援すること。
- (3) 本年度中の策定が進められている「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」については、策定後は条例の運用の実効性を高めるため、県民への周知や理解を広げるよう努めること。障がい者一人ひとりの能力や適性を生かし地域で就労できる環境づくりに向けて、情報提供や就労先の開拓とをつなぐ仕組みを整備すること。
- (4) 「長野県手話言語条例」に基づく、手話の普及と手話を学ぶ機会の確保に努めること。

(5) 「生活困窮者自立支援法」に基づく事業について、国に対して十分な財政措置を強く求めるとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、任意事業に積極的に取り組み、必要な人材育成、NPO等との連携あるいは市事業との連携強化のための予算措置を講じること。

また、相談支援については、積極的にアウトリーチを行うこと。

(6) 8050 問題が社会問題化する状況下で引きこもり者への支援体制を図るため、アウトリーチ支援員（仮称）を「まいさぼ」に配置すること。

3 産業観光企業委員会

産業労働部

【施策の方向性】

長野県の現状の産業構造を産業中分類別に分析・評価し、アフターコロナの将来あるべき産業構造を示し、新たな起業等や構造転換等の誘導策とそれを支える人材育成を図ること。

併せて、県内企業の99%を占める中小企業に対し、「長野県中小企業振興条例」の趣旨を踏まえ、中小製造業や商店街の維持・振興に向けた中期・長期の経済・雇用対策の具体化を図ること。

【個別施策】

(1) 自然災害からの復旧・復興期やコロナ禍においては、産業政策と労働政策の相関性が失われたり低下するので、それぞれの分野において国の制度の活用と併せて県も必要な予算を確保し、対策を講じること。

(2) 「長野県脱炭素社会づくり条例(ゼロカーボン条例)」を推進するため、SDGsの取組を実践し、ESG評価の高い事業に取り組む企業への助成措置を設けること。

(3) 「産業の生産性が高い県づくり」に向け「長野県産業イノベーション推進本部」の機能を強化し、DX戦略の加速化を図り第4次産業革命の動きを見据えた未来志向の産業政策を推進すること。

そのため、ワンストップでの支援体制を確立するため、工業技術総合センター・中小企業振興センター・テクノ財団の統合・連携を早期に進めること。

(4) 三菱スペースジェットの開発凍結の影響をできる限り緩和するとともに、蓄積した技術を活かせる産業育成・製品開発を図ること。

(5) コロナ禍等により、大都市からの県内移住が増加しているが、企画振興部と連携して、リモートテレワークに対応できる通信環境の整備や宿泊施設の空室等を活用して定住人口や2地域居住の増加に努めること。

県内移住の窓口として銀座NAGANOや大阪・名古屋事務所における対応を強化するとともに、市町村と連携して移住サイトやお試し居住の充実を図ること。

- (6) 過度に海外に依存したサプライチェーン(供給網)を見直し、医療・保健資材、食料等の必須物資については、国内での生産体制の構築と必要量の備蓄の制度化を国に働きかけること。

併せて、県内においても必須物資の国内サプライチェーンの一翼を担うよう、産業育成に努めるとともに、県内においても一定量の備蓄を行うこと。

また、ガソリンスタンド・LPガス充填所等地域の生活インフラの維持に向けて、国に制度化を働きかけること。

- (7) 「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づく9の重点施策、16のプロジェクトを、コロナ禍による見直しが必要な部分を修正して、着実に推進するための統括的推進体制を早急に整えるとともに、ワインバレー構想等他産業との連携を更に推進すること。

- (8) 開業率が全国でも低いことを踏まえ、開業に対する支援策が講じられているが、さらに県内大学等との連携を強化し、新たな技術開発や新業態の研究開発を進め、技術や知見の集積を図り、起業しやすい環境を整えること。併せて、起業に関わる資金援助や技術者等有用人材のコーディネート等を市町村と連携して取り組むこと。

- (9) 最低賃金の全国一律化と当面時給1,000円以上を目標に、対応する県内企業に対し国に助成措置の制度化を求めること。

併せて、本社や研究機関等の誘致や企業留置に対しても、県の助成措置を講じること。

また、外国人労働者の処遇改善は、受け入れ体制づくりに県・市町村が必要な措置を講じること。

観 光 部

【施策の方向性】

厳しい経営環境にある観光・宿泊業の下支えをするため、感染防止対策に配慮しながら観光需要の喚起を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会変革を好機と捉え、足腰の強い観光産業への転換に向けた取組を進めること。

【個別施策】

- (1) 「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略2018」や新たに策定した「Afterコロナ時代を見据えた観光振興方針」に基づき、「稼ぐ」観光地域づくりを目指し、「安全・安心な観光地域づくり」「長期滞在型観光の推進」「信州リピーターの獲得」などの観点から、地域経済を支える観光産業に対する施策を具体化し、着実に推進すること。
- (2) 「(一社)長野県観光機構」が長野県観光の牽引役を果たす人材育成に努めるとともに、広域型DMOの更なる形成・確立を推進すること。また、地域振興局は地域の実情を反映させるべく各エリアのDMOと意見交換しつつ、双方で合意形成の促進を図り、地域の進度に応じた支援を行うこと。

- (3) コロナによって大きく変化した旅行者の意識を勘案しつつ、本県の強みを活かしてアクティビティ・自然・文化体験を相互に組み合わせることで付加価値の高いサステイナブルな観光を実現するための施策展開を進めること。
- (4) 多発している山岳遭難防止への指導・周知の徹底と、登山計画書の100%届出を目指す施策を更に進めるとともに、活火山に対する警戒対策の周知、外国人・高齢者を含む登山者の安全確保対策に引き続き取り組むこと。また、山小屋の行う安全登山等の公益的な活動への支援を行うこと。
- (5) 「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」及び「長野県自転車活用推進計画」の趣旨を踏まえ、長野県の魅力を活かしたサイクルツーリズムを推進するとともに、官民連携による誘客の促進を図ること。
- (6) 「MICE誘致促進事業補助制度」の周知・拡充を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、国際会議や国際スポーツ大会の開催地に選んでもらえる観光地づくりと、「昇龍道ルート」に代表される広域観光対策を一層推進すること。
- (7) GoToトラベルキャンペーンの成果と課題を検証し、Withコロナ下での観光振興を図ること。

企業局

【施策の方向性】

「2050ゼロカーボン宣言」を受け企業局が行う事業への期待は大きく増した。とりわけ 二酸化炭素をほとんど出さない水力発電事業は2050ゼロカーボン達成のために果たす役割は大きい。また近年、多発する自然災害にもしっかり対応した安全安心かつ安定した水道水の供給体制の構築が重要であり、これらの実現に向け積極的に取り組むこと。

【個別施策】

- (1) 豊かな水資源を有効活用した水力発電によるグリーン電力の安定供給と「信州Green電力」の更なる販売拡大を図ること。
- (2) 再生可能エネルギー供給拡大のため、新規中小水力発電所の開拓を進めること。
- (3) 水道施設の耐震化、老朽化対策の推進と「応急給水ポイント（安心の蛇口）」の整備を進めること。

4 農政林務委員会

農政部

【施策の方向性】

変化の激しい社会情勢と併せて、昨今の気候変動により本県農業にも変化と変革が求められている。家畜伝染病や、新型コロナウイルスによる消費行動の変化と行動変容により厳しい局面が続く中、次代につながる確かな農業を確立するための施策展開を行うと同時に、生産者から消費者まで安全で安心な農業振興のために農政部の総力をもって取り組むこと。

【個別施策】

- (1) 食と農業農村振興計画の折り返しにあたり、TPP等の国際的貿易協定の影響を踏まえ、計画の達成している項目未達成の項目、達成困難な項目等の精査を行い、更なる加速により計画の完全達成を目指すとともに、次期計画に向けた具体的な考察を行うこと。その際には気候や環境の変化と、コロナ禍における行動変容や消費行動の変化（園芸畜産品等、消費が著しく減少した品目への対応）に対して十分留意し、試験場の機能強化も見据えた対応をすること。
- (2) 「おいしい信州ふード」宣言にあるように、県民が県内で生産される農産物の価値を再認識し、その魅力が全国に発信されるよう取組を進めること。また、「地消地産」「地産地消」を進める一方、県外や国外に販路を拡大させていく「攻め」のブランド展開を推進すること。さらに、「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」を活用し、多様な種子等を守るとともに、新品種の開発を行い、収益性の高さと食料自給率の向上を見据えた長野県農業を構築すること。
- (3) 種苗法改正に伴い、県農業試験場が育成した登録品種の利用権の許諾については、県内農業者の負担増とならないようにすること。
- (4) 農業法人・集落営農組織や大規模生産者が、生産拡大や一層の省力化・低コスト化を進められるよう、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、ICTを活用した経営改善への取組を強化すること。
また、担い手確保策の強化と、新規就農者の増加に向けた施策展開を更に進めると同時に、農地中間管理機構・農業再生協議会の現状を検証し、機能が十分発揮できるよう、運営等に必要な予算の確保と遊休農地の利活用を含めた農地利用の最適化を促進すること。
- (5) 外国人技能実習生や外国人労働者の受け入れなどについては、最低賃金の保障等に留意し、共生社会の推進を図るとともに、人権の確保にも努めること。
また、県間リレーによる通年雇用に対しては、モデル的事業の拡大にも努めること。
- (6) 野生いのししでの豚熱の感染拡大が収まらない中、長野県畜産試験場で発生した例を参考にし、豚熱対策に万全を期すとともに、高病原性鳥インフルエンザ等への対応も含めて、県内生産者に対する防疫対策の指導・支援を行うこと。
- (7) 「国際家族農業年」等の取組を独自に行うこと。また、環境にやさしい有機農業等の更なる推進を図ること。
- (8) 農業農村支援センターの改組の成果と課題について精査し、単なる組織改編と言われないように努めると同時に、技術職員の確保や普及機能の維持、充実を図ること。

林 務 部

〔施策の方向性〕

昨今の気候変動により災害が激化している現状から、森林の持つ多面的機能が重要視され、環境にも配慮した施策の展開が全庁的に行われている現状に鑑み、持続可能な森林・林業体制の構築とともに、2050 ゼロカーボンに向け、全県を牽引する施策の展開に努めること。

〔個別施策〕

- (1) 「森林県から林業県」への移行を推進するべく、森林経営管理制度の効果的な運用に向けて、市町村と連携・支援の強化を図るとともに、「森林環境譲与税」や「森林づくり県民税」の活用を図ること。また、その際には森林の持つ国土保全・環境維持・生物多様性維持機能や災害・地球温暖化防止の観点に留意し、事業が着実に推進されるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 「森林づくり県民税」の3期目の折り返しを過ぎ、目的税の必要性の検証を行うと同時に、事業推進のための適切な人員配置を行いながら、本来の目的である「みんなで支える里山整備事業」を当初の目標に沿っての実施に努めるとともに、県民の理解を得るための明確な説明を行うこと。
また、搬出間伐においても「森林づくり県民税」の活用がより可能となる条件の検討を進めること。
- (3) 森林経営計画策定のための支援を行うと同時に、その根幹となる森林の集約化と、境界明確化事業及び、搬出のための林道・作業道等の路網整備を行うこと。
- (4) 大北森林組合の補助金不適正受給事件については、組合の集中改革期間が終了し、本格的な補助金返還に移行することから、組合の健全運営について引き続き指導を行うとともに、返済が計画どおりに行われるよう厳格な債権管理に努めること。また、県政への信頼回復に対して常に高い意識を持ち、県民への情報開示に努めること。
- (5) 松枯れやナラ枯れなどの森林病虫害対策については、更なる推進を図るとともに、市町村との協働による総合的対策を講じ、県民の高いニーズに応えられるよう予算措置をすること。
- (6) 県産材の利用促進については、国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、県の「同利用方針」に基づき、景観配慮・雇用拡大・地元素材の有効活用・環境配慮等の観点から、積極的に推進するとともに、国内のみならず海外への販路拡大に努めること。
また、木質バイオマス発電や、木質ペレットの有効活用、薪ストーブ等の導入に対して積極的に支援し、間伐材や松枯れ枯損木の有効活用を推進する施策の周知と普及を推進すること。
- (7) 「信州Fパワープロジェクト」が本県の健全な森林づくりに貢献し、県内林業の振興に資する事業となるよう、製材部門では幅広い視点に立った製品開発と販路開拓推進に向け、県の指導・助言を強化すること。また、木質バイオマス発電では、県内からの安定的な燃料確保に努めること。

- (8) 「森林（もり）の里親促進事業」などを通じ、下流域行政体や先進企業などが「山」や自然豊かな「木」の文化を理解し、森林整備の必要性の認識を高める中で、整備促進に協力が得られるよう積極的に取り組むこと。
- (9) 林業労働者の就業支援に取り組み、「高性能林業機械」の導入や魅力ある職場環境整備、スマート林業の更なる推進のための施策により、林業大学校生をはじめとした就業希望者の夢が実現できる事業体育成に努めること。
- (10) 野生鳥獣対策を促進するため、有害鳥獣捕獲従事者の狩猟免許の取得・更新手続きの簡素化や経費負担軽減対策を講じ、更なる担い手確保に取り組むこと。
- また、猟銃やわなの適正な取り扱いの習得や技術の向上が図られるよう、若年狩猟従事者の育成に努めること。

5 危機管理建設委員会

危機管理部

【施策の方向性】

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、県民誰もが安全・安心感を体感できる取組を推進するとともに、令和元年東日本台風災害をはじめとする風水害や南海トラフ地震・糸魚川―静岡構造線断層帯における大規模地震など、あらゆる自然災害を踏まえた防災・減災対策の推進を図ること。

【個別施策】

- (1) 令和元年の台風第19号災害に加え本年7月の集中豪雨災害の検証も確実にを行い、市町村や関係団体、NPO等との連携強化に努め、「広域受援計画」や「地域防災計画」に反映させること。とりわけ、ハザードマップ運用などのソフト対策、ライフラインに係る安全対策、技術職などの職員体制について十分な対応を図ること。
- (2) 南海トラフ地震等の発生を想定した現実的かつ具体的な災害対策を部局横断的に講じ、市町村とも連携しながらインフラ、医療、福祉、農業などに関しての被害防止及び軽減を図ること。また、平成31年3月に策定した「長野県広域受援計画」を踏まえた市町村受援計画の早期策定に向け、市町村との連携・支援を一層強化すること。
- (3) 浅間山や御嶽山など、活火山の監視体制の強化と避難シェルター等の整備・建設を、市町村と連携して早急に行うこと。
- また、より実効性のある火山防災体制を国等とともに早急に構築すること。
- (4) 令和元年台風第19号災害における初動期から応急期を中心とした振り返りにあたっては、市町村及び広域的連携の中で検討を深め、今後の防災・減災に着実につなげること。また、災害時の逃げ遅れを防ぐため、県民のマイタイムライン作成を、市町村と連携して支援すること。

- (5) 災害時における障がい者や高齢者など社会的弱者への警報システムの整備を促進するとともに「要配慮者防災・避難マニュアル」を常に市町村と共有し、初動対応に万全を期すこと。また、あらゆる災害に対し対応シミュレーションを想定し、それらに応じた訓練を実施すること。
- (6) 燃料、飲料水、非常食、避難所用品、コロナ対策用品等災害備蓄品の安定確保に努め、市町村とのすみわけを明確に行うとともに、常にそれぞれの保有数量等を確実に把握しておくこと。
- (7) コロナ禍を踏まえ、圧倒的に不足している災害種別ごとの避難所を確保するため、市町村と連携し積極的に県有施設の避難所指定に取り組むこと。
- (8) 米軍機の低空飛行訓練について、引き続き関係省庁及び米軍に対し県民の不安を払拭するよう要請すること。
- (9) 近隣県の原子力発電所災害に備え、関係電力会社及び関係自治体と緊密な連携を図ること。
- (10) 「消防団活動協力事業所応援減税」や「信州消防団員応援ショップ推進事業」の一層の充実を図るとともに、消防団員訓練機会等のあり方について県も積極的にかかわるなど、団員確保の支援に積極的に取り組むこと。
- (11) 消防防災へりの新機種導入に伴い、より安全な消防防災航空体制のあり方について改めて検討を行うこと。

一方、全国的に定年等で自治体職員パイロットの減少が危惧されていることから、国に対して、財源措置のみならず早急にパイロット養成システムの構築を図るよう要望すること。

建設部

【施策の方向性】

県民の命と暮らしを守るため、令和元年東日本台風災害及び令和2年7月豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりを進めること。

また、緊急合同点検による通学路の交通安全対策や緊急交通安全対策の早期達成を図ること。併せて、担い手である建設産業の持続発展に努めること。

【個別施策】

- (1) 千曲川・犀川・天竜川のいわゆる「中抜け区間」を解消し、国による流域一貫管理を引き続き国に強く要請すること。

また、「信濃川水系河川整備計画」については、令和元年東日本台風災害などに対応する計画の策定と迅速な実施を国に改めて要請すること。

- (2) 「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の早期実現に向け、国・市町村及び新潟県とも連携して全力で取り組むこと。
- (3) 県管理河川の内水対策や治水安全度の向上についての統一的な考え方に基づき整備を推進するとともに、更なる安全度向上に努めること。
- (4) 災害の発生に備え、「緊急時対応の工事執行ガイドライン」などにより地元関係業者との連携が図られているが、恒常的に連絡会議を開催するとともに、「災害時における災害緊急調査に関する協定」に基づき地元業者への優先発注を念頭に総合評価落札方式の更なる充実を図ること。
- (5) ゲリラ豪雨等の異常気象が常態化しており、各地で土石流の発生する確率が高まっていることから、常に危険地域の見直しと砂防ダム建設等の対策を積極的に講じること。
併せて、ダム容量の確保と機能維持のため、堆積土砂の浚渫と沈下流木の除去対策、並びにダム（ため池を含む）の事前放流に取り組むこと。
- (6) 県内全域において、地震や風水害による土石流・洪水など自然災害発生時の初動対応に万全を期すこと。
また、豪雪時にあっては、「幹線道路連絡会議」や地域ごとに構成する「除雪連絡会議」の円滑な運用により、迅速で的確な除排雪対応を図ること。
- (7) 県管理河川の河道内浚渫及び河川内雑木の除去を推進し、災害に強い県土づくりを図ること。また、県有排水機場の維持管理の万全を期すとともに、排水ポンプ車の配置や整備を行い安全対策の向上を図ること。
- (8) 生活関連道路や緊急輸送路の整備促進を図ること。登下校時の安全確保のための歩道設置についても積極的に推進すること。また、緊急合同点検で改修が必要とされた危険個所の残り11.2%を令和3年度中に実施すること。
- (9) 幹線道路の渋滞解消に向け、関係部局や市町村と連携しハード・ソフト両面での対策を講じること。
- (10) 道路・橋梁の維持修繕は、県民要望に対応できるよう、引き続き予算を増額して実施すること。
- (11) 県有施設の耐震化を着実にを行い、安全性の向上を図ること。
また、市町村と協力して住宅の耐震化率100%を目指し耐震化を推進すること。
- (12) 増加する空き家については、所有者を把握して危険空き家の除却を求めるとともに、活用できる空き家は「空き家バンク」に登録して賃貸・売却等の有効活用を進めるため、市町村と連携して対応すること。

- (13) 建設労働者の処遇改善に向けて、建設キャリアアップシステムの周知を図るとともに標準見積書の活用の拡大を行うこと。

6 環境文教委員会

環 境 部

〔施策の方向性〕

「長野県脱炭素社会づくり条例」が目指す「2050 ゼロカーボンの実現」に向け、県民への生活様式の提示や企業活動の方向付けについて、県民や事業者とともに取組を進め、早急に脱炭素社会の具体像を描き、そこに至る工程を明らかにするとともに、いわゆる「グリーンリカバリー」に合致する施策を推進すること。

また、生物多様性の保全や水・大気等生活環境の保全について、県民への啓発や必要な人材の育成・確保に努め、持続可能な循環型社会形成について県民の合意形成を図ること。

〔個別施策〕

- (1) 「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行している人の割合を、早期に100%に引き上げることが「2050 ゼロカーボンの実現」に欠かせないことから、県民参加による環境保全の取組の強化を図ること。特に、県内大学との連携を活用するなど若年層の参加を促すこと。
- (2) 地球温暖化対策については、省エネの推進と再エネ導入のインセンティブ創設について自然エネルギー推進事業と連結するなど、「環境エネルギー地域社会」の形成にすべての県民や事業者が関与できる仕組みづくりを進めること。また、県有施設のゼロエネルギー化を加速し、そこで得られた知見をもとに、住宅等のゼロエネルギー改修のモデルづくりに取り組むこと。
- (3) 河川環境基準や湖沼環境基準が未達成の状況にあることから、排出源の監視・指導を強化すること。また、諏訪湖の水質改善については、「諏訪湖環境研究センター」を拠点として市民参加による取組も織り交ぜ、「諏訪湖創生ビジョン」を着実に推進すること。
- (4) 市町村等が行っている水道事業の持続可能な経営に向け、市町村等との連携を強化し企業局が持つノウハウも活用しながら、水道事業の広域連携推進を図ること。
- (5) 希少動植物の調査については、ボランティア依存では限界があることから、必要な人材の育成・確保に努めること。また、希少動植物への地球温暖化の影響についても評価し、対策を講じること。
- (6) コロナ禍の影響で山小屋の経営が苦境に陥っていることから、登山道の整備について、県が主体的に取り組むなど抜本的な対策を講じること。
- (7) 「信州プラスチックスマート運動」については「エシカル消費」推進との連動を図り、海

洋プラスチック問題についての啓発を進めるとともに、プラスチック製品の3R及びリプレイスを推進するため、発生源である事業者との連携を強化すること。

- (8) 1人1日あたりの一般廃棄物排出量の抑制については、市町村との連携強化を図るとともに、独自の「ゴミゼロ」等に取り組む市町村への支援を行うこと。
- (9) 周辺住民の生活環境保全を図るため、産業廃棄物処理施設への立ち入り検査、監視指導を徹底して行うこと。また、市町村との連携により不法投棄や野積みを防止すること。
- (10) 「信州スマートムーブ通勤ウイーク」の実施にあたっては、定着した取組となっていない現実を直視し、県民への周知を図るとともに、参加市町村を増やす施策を講じること。
また、企画振興部と連携して地域公共交通機関等の利用促進運動を強化すること。

教育委員会

〔施策の方向性〕

児童・生徒一人ひとりへの個別最適化を進めるため、義務教育にあつては30人規模学級を堅持するとともに、高校教育においても「未来の学校」実践校における研究成果を高校再編に合わせ具体化すること。

また、教員の多忙化を解消する取組を進め、児童・生徒に向き合う時間の十分な確保に努めるとともに、不登校・いじめ問題や子どもの貧困対策については、校長を中心とする管理職のマネジメント能力の向上やSC、SSWの配置拡充、市町村教委との連携による「支援の輪」づくりを推進し、困難を抱える児童・生徒やその保護者に寄り添った支援を行うこと。

〔個別施策〕

- (1) 教員の非違行為根絶に向け、教員採用選考のあり方検討や管理職の管理能力向上においては、民間における取組等も参考に改善を進めること。
また、非違行為根絶のための教員研修については、研修権限を持つ長野市、松本市の両中核市とも連携し対応すること。加えて、「前年度以下」としている懲戒処分件数の成果目標を見直すこと。
- (2) スクール・サポート・スタッフや部活指導員の配置拡充に引き続き努めること。
- (3) 県独自の学力・学習状況調査を復活させ、学力向上を図るうえで必要なデータの蓄積を行うとともに、授業改善に結びつけること。また、教科ごとに改善事例の共有を図ること。
- (4) 不登校児童・生徒向けのオンライン授業等の学習支援の充実を図ること。
- (5) 中学校の特別支援学級における教科指導の充実を図り、生徒や保護者の希望する進路実現に努めること。また、発達障害に対応する通級指導教室の地域の実情に合わせた増設を引き

続き進めること。

- (6) 児童・生徒の体力・運動能力向上のための「長野県版運動プログラム」の一層の普及・定着に努めること。また、教育委員会サイトに掲載されている運動プログラム動画を、県民が活用できるよう整備と周知に努めること。
- (7) 学校給食における地産地消を進め「おいしい信州ふード」を取り入れるなど、長野県らしい食育の推進を図るため、市町村教委への的確な支援を行うこと。
- (8) 「高校改革～夢に挑戦する学び～」の実施にあたっては、旧通学区ごとの地域の協議会での議論、新校再編実施計画懇話会での地域や関係者との意見交換内容を「再編実施計画」に的確に反映させることにより、地域が望む高校教育の具体化に努めること。
- (9) 県立高校の、普通教室以外の実習室等へのエアコン設置を進めること。
- (10) 「新たな入学者選抜制度」の策定にあたっては、すべての子どもを平等に、適切に評価し、これからの時代にふさわしい制度となるよう進めること。
- (11) 選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、10代の投票率が低迷している状況にあることから、適正な主権者教育の一層の推進を図ること。
- (12) コロナ禍において教育格差が拡大している状況があることから、すべての児童・生徒がICT活用可能となる環境を整えるとともに、高校においても生徒1人1台のタブレットPC等の配備実現に努めること。
- (13) 特別支援学校の自立活動担当教員の不足解消に向け、計画的な増員に取り組むとともに、松本養護学校・若槻養護学校の整備基本方針策定にあたっては、国が策定を進めている特別支援学校の設置基準に合致するものとする。
- (14) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に対応するため、看護師資格を有する会計年度任用職員の増員を図ること。
- (15) 特別支援学校の外部委託によるスクールバス運用においては、安全性の確保に十分な配慮を行うとともに、運用状況の検証に努めること。
- (16) 文化財保護予算の拡充を図るとともに、県指定文化財の保全のための個々のカルテ（劣化度等）を作成のうえ計画的な修繕を行うこと。
- (17) 新たな公文書管理制度の的確な運用を図る観点から、県立歴史館の公文書館としての機能を向上させるため、職員の配置等必要な人材の育成・確保に努めること。また、古文書の収集、整理についても十分な予算を確保すること。